

「健康増進事業に関する事務 全項目評価書（案）」 に対する市民意見の内容及び市の考え方

「健康増進事業に関する事務 全項目評価書（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。

なおご意見につきましては、趣旨に反しない程度で一部要約等しておりますので、ご了承ください。

【意見募集の概要】

○意見募集期間

令和6年9月11日（水）から令和6年10月10日（木）

○意見提出状況

意見提出者数：1名 意見総数：1件

<意見の概要及び市の考え方>

【市民意見】

P27の「7. 特定個人情報の保管・消去」≫「リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」≫「⑥技術的対策 具体的な対策の内容」≫「<福祉総合情報システムにおける措置>」について、前提となる技術的対策についても記載した方が市民も安心されるのではないかと。

⑥「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における技術的セキュリティに準拠した対策を実施している。

例)・セキュリティ機器等は必要に応じて、パッチの適用を行っている。／・端末の庁舎外持ち出しを禁止している。また、持ち出し中の盗難に備え、ディスク暗号化を行っている。／・許可のない庁内無線 LAN 以外の WiFi 接続、スマホテザリングを禁止している。／・許可のないデバイス (USB メモリ等) 接続を禁止している。／・搬送中の盗難に備え、デバイスへの出力データは暗号化、パスワード設定を行っている。

【市の考え方】（健康福祉局）

ご意見いただきました「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を含め、本市では総務省が定めている当ガイドライン等を参考に「名古屋市情報セキュリティ対策基準」等を定めており、この基準等に準拠した対策を実施しています。この点につきまして、P27の「7. 特定個人情報の保管・消去」≫「リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」≫「⑥技術的対策 具体的な対策の内容」≫「＜情報連携基盤システム＞」及び「＜福祉総合情報システムにおける措置＞」へ追記いたします。